

令和6年度外国人介護人材定着支援事業実施業務に係る質問に対する回答

令和6年2月22日

番号	募集要項 仕様書 関連箇所	質問内容	回答
1	仕様書 5(4)	令和5年度の特設ホームページのPV数を教えてほしい。また、現在のものを引き継ぐことは可能か。	特設ホームページの開設にあたりPV数の閲覧設定は行っていないため、当該数値は把握しておりません。また、今年度開設したホームページを引き継ぐことはできません。
2	仕様書 5(1)	外国人材マッチング支援事業においても相談窓口の設置が仕様に含まれているが、そちらの案件と今回の案件の窓口を1つで対応することは可能か。	「外国人材マッチング支援事業」は別事業となり、事業趣旨や目的が異なるため、両事業の窓口を一本化して実施いただくことはできません。
3	その他	交流会が昨年の仕様に入っていたのですが、今年度は入っていない。理由などはあるか。	計2回実施をした交流会への参加状況等を踏まえ、当県としては受入側のすそ野拡大を図る取組に重点を置く必要性が高いと判断したことから、令和6年度は交流会に替え、指導者養成に関するセミナーを新規に設定しております。
4	仕様書 5(3)	指導者養成に関するセミナーについて、昨年度の仕様には含まれていないが、令和6年度より新規に追加した背景はあるか。	外国人介護人材に対する資格取得支援等については、社会保障審議会介護保険部会の意見書(令和4年12月20日)において「日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要である」とされています。外国人介護人材がどの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修を実施することは重要であると考えています。本セミナーは、上記背景を踏まえ、新規に追加したものです。
5	仕様書 5(3)	指導者養成に関するセミナーについて、セミナー講師の要件はある	要件はありませんが、研修の各科目、日本語指導歴や介護に関する日本語に精通した

		か。セミナー講師は、介護福祉士国家資格取得者が必須か。	者を、略歴、資格、実務経験、歴等に照らして選定願います。必ずしも、介護福祉士国家資格を取得している必要はありません。
6	その他	委託金について、毎月の請求は可能か。また、前受け金の請求は可能か。	原則として委託業務完了後に実施する検査に合格した後に、一回でのお支払いとなりますが、例外として、業務執行のために必要があると認められる場合に限り、前金払として委託金の一部のお支払いが可能です。したがって、前金払の可否及び前金払する金額については、支払を必要とする理由及び金額が、業務執行のために必要があると認められるかどうかを県で判断の上、決定します。
7	募集要領 4（1）	資格審査のような事前審査はなく、3月1日必着で企画提案書他必要書類を提出すれば、本事業の選定に参加できるという理解で良いか。	応募にあたっては、募集要領4（1）に掲げる要件を全て満たしていることが条件となります。  企画提案書には、本応募要件を満たしていることを証明する宣誓書（様式3）を含む募集要領7（4）に記載の書類すべてを添付の上、3月1日（金）午後5時まで（必着）の提出が必要となります。
8	募集要領 4（2） 仕様書 5（1）	宮城県内の介護事業所との共同提案で、その介護事業所内に相談窓口を設置することは可能か。	可能ですが、共同提案をする場合は、募集要領4（2）に掲げる要件を全て満たすことが条件となりますので、ご留意願います。